

恵那市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
恵那駅前	恵那市大井町291-1先	恵那市が運行する交通空白地自家用有償運送(いいじり山バス)に限る	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	5月8日恵那市地域公共交通会議により合意が完了した。
公布町	恵那市大井町177-14先			
神明町	恵那市長島町神田町266-1先			
文化センター前	恵那市長島町中野458-2先			
坂の上	恵那市長島町中野765-3先			
乗越	恵那市長島町中野1204-57先			
一本松	恵那市長島町中野1084-1先			
山中口	恵那市長島町久須見1082-36先			
給食センター前	恵那市大井町久須見2716-8先			
恵那病院前	恵那市大井町2725-5先			
越高	恵那市長島町久須見1024-2先			
上	恵那市長島町久須見本郷382-3先			
久須見	恵那市長島町久須見本郷222先			
姫栗	恵那市笠置町姫栗1336先			
錨	恵那市笠置町姫栗1553先			
笠置峡	恵那市笠置町980先			